

**(厚労省)Q&A～育児休業給付～「出生時育児休業給付金」****Q 1 出生時育児休業給付金の支給要件を教えてください。**

出生時育児休業給付金は、雇用保険の被保険者の方が、産後パパ育休（出生時育児休業）（※）を取得して、以下の要件を満たした場合に支給されます。

（※）「出生日または出産予定日のうち早い日」から「出生日または出産予定日のうち遅い日から8週間を経過する日の翌日まで」の期間内に4週間（28日）までの範囲で取得されたもの。この休業は、被保険者が初日と末日を明らかにして行った申出に基づき、事業主が取得を認めていることが必要。

1. 子の出生日から8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した被保険者であること（2回まで分割取得可）。
2. 育児休業を開始した日前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業した時間数が80時間以上の）月が12か月以上あること。（詳細は、厚生労働省ホームページQ7でご確認ください<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>）
3. 休業開始中の就業日数が、最大10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）以下であること。（「最大」は、28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。休業期間が28日間より短い場合には、その日数に比例して短くなります。）

産後パパ育休（出生時育児休業）開始時点において、有期雇用労働者（契約期間の定めのある方。以下同じ。）の場合は、別途要件（Q20参照）があります。Q20は、厚生労働省ホームページでご確認ください。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>

**Q 2 出生時育児休業給付金は、性別に関係なく受給できますか。**

出生時育児休業給付金は、原則男性を対象とした給付金です。

※産後休業（出産日の翌日から8週間）は出生時育児休業に含まれないため（産後6週間を経過した場合であって、被保険者の請求により、8週間を経過する前に産後休業を終了した場合であっても、産後8週間を経過するまでは、産後休業とみなされます。）、基本的には女性が出生時育児休業給付金を受給できるのは、養子の場合に限られます。

**Q 3 出生時育児休業を3回に分割して取得しましたが、3回とも出生時育児休業給付金を受給できますか。**

出生時育児休業は2回まで分割取得ができるため、3回目に取得した出生時育児休業については、出生時育児休業給付金の支給対象外となります。なお、3回目の出生時育児休業について、被保険者と事業主との間で育児休業に振り替える旨合意すれば、育児休業給付金として支給申請することもできます。

**Q 4 出生時育児休業を30日間取得しましたが、出生時育児休業給付金を受給できますか。**

出生時育児休業給付金の支給は28日間が限度のため、28日分のみでの支給となり、28日間を超える分については、支給されません。なお、29日目以降に取得した出生時育児休業について、被保険者と事業主との間で育児休業に振り替える旨合意すれば、育児休業給付金として別途支給申請することもできます。

**Q 5 妻の出産日から半年間の育児休業取得を考えていますが、出生時育児休業給付金と育児休業給付金で分けて申請する必要がありますか。**

出生時育児休業給付金を申請せず、育児休業給付金のみ申請することが可能です（出生時育児休業を取得せず、出生日以降育児休業を取得することも可能です。）。

その他のQ&Aは厚生労働省ホームページにてご確認ください <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>